

## 市議第 1 号

### 各務原市議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条及び各務原市議会会議規則（昭和 46 年議会規則第 1 号）第 14 条の規定により提出します。

令和 3 年 3 月 8 日提出

提案者	各務原市議会議員	仙石 浅 善
賛成者	〃	黒田 昌 弘
賛成者	〃	杉山 元 則
賛成者	〃	池戸 一 成
賛成者	〃	足立 孝 夫
賛成者	〃	川瀬 勝 秀

#### 提案理由

議会運営委員会の委員の定数を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市議会議長 様

各務原市議会委員会条例の一部を改正する条例

各務原市議会委員会条例（昭和46年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「7人」を「6人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 市議第 2 号

### 各務原市議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり、各務原市議会会議規則（昭和 46 年議会規則第 1 号）第 14 条の規定により提出します。

令和 3 年 3 月 8 日提出

提案者	各務原市議会議員	仙石 浅 善
賛成者	〃	黒田 昌 弘
賛成者	〃	杉山 元 則
賛成者	〃	池戸 一 成
賛成者	〃	足立 孝 夫
賛成者	〃	川瀬 勝 秀

#### 提案理由

市議会への多様な人材の参画を促進することを目的に環境整備等を図るため、この規則を定めようとする。

各務原市議会議長 様

## 各務原市議会会議規則の一部を改正する規則

各務原市議会会議規則(昭和46年議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第83条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第130条第1項中「、請願者の住所及び氏名(法人の場合にはその名称及び代表者の氏名)」を「及び請願者の住所」に、「押印」を「署名又は記名押印」に改め、同条第3項を同条第5項とし、同条第2項中「請願を」を「前2項の請願を」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

第130条第1項の次に次の1項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。